

(別紙)

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p>理念・基本方針は文書で明文化され「入園のしおり（重要事項説明書）」や「全体的な計画」、「ホームページ」（法人ホームページと兼用）等に表記されている。一方、園内の廊下・保育室・事務所に文書を掲示することにより、見学者等も含めた周知に努めている。また、保育士の理念として「全国保育士会倫理綱領」も園の倫理要項に置き換えて掲示している。その他に職員への周知法としては職員会議を利用して意識付けを行っている。保護者には、園だよりにより理念・基本方針を表記するとともに、入園説明会や保護者総会を利用して周知に努めているが、新型コロナウイルス感染拡大のため2年間は保護者総会が未開催となっている。そのため、書面決議（理念・基本方針記載の重要事項説明書は事前に配布し説明済み）となり、口頭での全体説明は行われていない。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p>経営状況については、次項の経営課題の観点からも把握・分析していることが窺える。また、保育に関する地域特性（兄弟での利用者が多いことや地域密着型施設で距離的にも競合する園はない等）は概ね把握している。福祉事業全体の動向に関しては、園長が「地域座談会」（地域住民や関係機関・団体との意見交換の場）に参加したり、地域の3小学校と1中学校を合併させる「筈根学園準備委員会」の委員として参画したりするなど把握に努めている。より広く情報を収集して活用する手段としては、市の福祉全体の動向を多方面からとらえた「那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」があり、少子化が進む中、状況把握や分析の助けとして今後の方向性を探る手がかりにすることが望まれる。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a ・b・c
<p>園では経営上の課題として、「少子化の進行」と「勤続年数が長い保育士が多い」、「支援児に対する保護者の認識」の3点を挙げている。課題を解決するための取り組みとして、1点目の「少子化の進行」について、子ども人口の減少傾向は全国的で、中でも園が立地する地区は現時点でも顕著であり、「利用定員」の減少（90人から70人へ）とそれに伴う経費節減で対処している。2点目の全国平均と比較して「勤続年数が長い保育士が多い」ことについては、経営上</p>		

の課題はあるが、安定的に経験豊かな保育士が確保できているメリットがあり、バランスを考慮して適材適所を最優先に同法人内の異動で対処している。異動後も勤続年数は他園より長く、保護者アンケートからも保育士の経験値の高さから安心感に繋がっていることが窺える。3点目の「支援児に対する保護者の認識」に関しては、支援児と園の支援児保育に対する保護者の理解を得るための継続的な説明機会確保など、地道な努力の積み重ねをしている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p>法人全体として2019年から2023年に渡る中・長期計画（東保育園の場所を移転しての新築計画その他）が策定されている。しかし、園としての中・長期的なビジョンは策定されていない。少子化の進展やコロナ禍の終息が見通せない厳しい状況下だが、園としてはこの法人の中・長期計画に対して何が出来るか、園として果たすべき役割を明確に設定することが重要である。理念や基本方針を踏まえてどのような園にしたいのか、3～5年後にはどのような園になっていけば良いのか、方向性とビジョンを明確に示すことで、結果として職員の意欲向上に寄与し、保護者・地域住民へのメッセージに繋がっていくことが期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p>園としての中・長期計画は策定されていないが、単年度の事業計画として、行事計画が主な内容の一覧表を前期と後期に分けて明示している。保護者総会や職員会議での事業計画説明時に重要な、事業計画の一環である「(保育の) 全体的な計画」、「年間指導計画」、「(予算計上されている) 修理修繕計画」、「(園だより、クラスだより等の) 機関誌発行」等々を、欄外でもよいので記載することにより、単なる行事計画だけではないことが伝わる。職員・保護者アンケートで指摘の多かった修理修繕箇所に関しても予算との兼ね合いもあるが、緊急性の高い箇所（ウッドデッキの改修・給食提供口のガラス戸の保全等々）は、事業計画に計上することで職員・保護者の安心感にもつながる。事業計画の掲載方法に一考を期待する。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p>事業計画は各種行事や地域交流が主な内容となっている。計画では地域に開かれた園の運営を目指しているが、コロナ禍の影響が災いして各種行事も中止となっている。恒例の「保育参加」も未実施となっていて、保護者や保護者間のコミュニケーションも充分とは言えない状況である。職員や保護者の意見を反映した事業計画策定と評価見直しについては、個々の行事の反省はその都度実施しているが、年度末の会議での評価・見直しや計画策定への職員の関りが、組織的な仕組みとして機能しているとは言い難い。事業計画策定から評価・見直しまで組織的に機能する体制づくりに期待する。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c

コロナ禍の影響で保護者総会は開かれていない。本来ならば総会を利用して資料を基に事業計画の説明を行い、周知とともに理解を得る取り組みを行うところであるが、ここ2年は資料を送付することで対応をせざるを得ない状況である。しかし、そのような状況下でも数名の保護者代表と話し合いの場を持って園運営への理解を図っている。長引くコロナ禍の影響と終息の見通しが立たない中、今までの手法だけに頼らず新たな試みや工夫が望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>保育の質の向上に向けた課題として、園内研修の充実や個別の研修計画の作成、保護者との連携等々が挙げられ、それぞれ課題の克服に向けて取組んではいる。保育の質の向上に向けた組織的な取り組みに関して、年2回、保育士の自己評価を行っているが、園としてはその評価結果を分析・検討する場が持っていないと自覚している。現状を捉えた自己評価の結果を今後の運営に生かすために、出来るだけ多くの職員の参画を得て情報共有を図り、組織として評価・見直しが機能する場づくりの設置が望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>前回受審した第三者評価の課題として、保育の質の向上のために全職員が関わる体制作りが挙げられ、前項の通り継続課題となって対応中である。しかしここに来てコロナ禍という厳しい環境下で保護者とのコミュニケーション不足の解消や情報提供の手段が新たな課題となっており、その改善策としてアプリの活用も検討中である。現在の厳しい状況下で、園として目指すべき保育を如何に実践するかが今後の課題となっている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>園長の役割に関しては「職務分担表」に明記し周知されている。園長は、役割と責務を説明する場として職員会議を利用し理解を得るように心がけている。保育環境が日々目まぐるしく変化する中で、園長としての責務は重く、「職務分担表」にある「危機管理」は単に災害や事故対応だけでなく、経営上のあらゆるリスクに備えることが求められている。また、職員とのコミュニケーションは、園長業務に欠かすことのできない重要なファクターであり、保護者の意見・要望と同様に貴重な情報源でもある。今後も職員との更なる連帯感の強化を図って、園の運営に生かすことが期待される。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p>園長は、児童福祉法の第45条「児童福祉施設最低基準」等々、保育園を運営するための基本的な法令に関しては特に問題なく理解している。園運営上必要となる法令の範囲は広いものの、その他の法令に関しても不安視しておらず、参加を希望する法令関連の外部研修等について現時点での受講予定はない。就業規則の最新の内容把握に関しては充分ではないと考えており、2022年4月1日に改定された育児休業法（分割取得可能など7点）や不妊治療の保険適用（従来は補助金支給）等が就業規則に加筆・修正され、その詳細について把握の最中である。また、経営に関する勉強会には事務長が参加して資料など園長に回覧してはいるが、可能であれば、園長も事務長に同行するなど経営状況の把握に努めることが望まれる。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ ③ ・c
<p>園長自身が法人の園長会や施設長研修等でキャリアを身に付け、職員による保育計画策定の話し合いや園内研修に積極的に参加している。現場をよく見ることで保育の実態把握に努め、相談しやすい雰囲気を作っている。職員アンケートからも管理者への不満・不信は殆んど見当たらない。今後も、リーダーシップを存分に発揮し、保育の質の向上に向けて全員一丸で取組むための体制づくり実現を期待する。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ ③ ・c
<p>効果的な業務の実現を目指して、法人内3園が一体的に人事・労務・財務の現状把握・分析に努めている。一方、業務の実効性や安全面を鑑みて、職員の間や保護者の一部から修理修繕の要望が寄せられている。園長としては経費や予算面からすぐ対応できないことも多く、安心安全な環境づくりに苦慮している。ただ、アンケート結果からは、職員も要望するだけでなく、経営面への理解も随所に窺えるので、意思疎通が途切れることがないよう、間に立つ園長のコーディネート力に期待する。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	③ ・b・c
<p>保育人材は法人の採用計画に則り「合同採用制度」で確保に当たっている。年度末に3園間の管理者会（園長会）で検討して、バランスのとれた職員配置を目指しているものの、園長としては一人ひとりの要望や希望などがあり苦慮していることが窺える。人材の定着に関しては、当園は全国平均勤続年数の平均値と比較しても2倍以上（全国平均7.7年で当園は14.5年：2020年度調査より）長く定着率は高い。法人の事業計画では、2018年以来の、時代に適合した給与改定を今期予定しているため、待遇面でも期待値は高い。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ③ ・c

『期待する職員像』としては「入園のしおり（重要事項説明書）」で保育士自らが「ひまわり保育園・保育士倫理要項」で誓いの言葉として謳い、機会あるごとに職員同士で読み合わせを行い確認している。法人全体や園の運営にとって必要なスキルや職員像を実現するための、採用や職員配置、教育訓練、昇進、昇給、安全、衛生等々必要な環境の整備・制度は整っている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
働きやすい職場づくりについて、職員アンケートや調査から以下の3点の状況が確認できる。 ①「休暇の取得状況と時間外勤務」については、概ね休暇は取得しやすい状況で、時間外勤務はほとんど発生していない。また、余裕のある職員配置をしているわけではないので、職員個別の取得状況に偏りが生じないよう苦慮していることが窺われる。②「意見のいいやすさ」に関しては、現場重視の姿勢からか、職員の意見や相談事へも柔軟に対応している。③「メンタルヘルスや健康対策等々の対応」については、職員健康診断と労基署への報告は定期的に行われている。また、業者に委託して「特定保健指導」を実施している。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
職員一人ひとりが自ら年間目標を立て、期中の面談で進捗度や前期の自己評価を行っている。更に期末の面談で後期と年間を通した自己評価と園長・主任のコメントが記載され評価に繋がっている。しかし、年間目標の設定に当たって目標そのものが、達成状態が明確でない文言表現が多く見受けられる。数値目標とは言わないまでも、「どのような状態に到達したら達成なのか」「達成できなかったとはどのような状態か」を具体的にイメージすることで評価の具体性が増し、曖昧さが払拭される。目標設定に関する管理者の職員に対する指導力に期待したい。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
職員一人ひとりの「個別研修計画」により、研修履歴が一目瞭然で、履歴に見合った受講予定が每期作成され管理されている。3園間で異動が発生しても同計画を参照することにより、有効活用が可能である。コロナ禍で受講できない研修も発生していて、一部オンライン研修に切り替えて実施している。また、園長会議でここ2～3年に発生した事故・事件等が取り上げられたので、リスクマネジメントの一環として、このテーマを園内研修に取り入れることが検討されている。また、研修に参加していない職員へは研修報告書を回覧することで伝えているが、今後は会議などを利用して参加者自身が説明することをルーティン化することも検討されている。ルーティン化の早期実施により、質疑応答などを通して、より一層のスキルアップや理解度の向上に繋がることを期待したい。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ b ・c
「個別研修計画」に則って、研修機会は確保されている。また、外部研修の情報など個々の職員に見合った研修などは、その都度情報提供するようにしている。新卒入社や途中入社の方のOJT研修は主任がプリセプター役に徹し、日々の業務の流れを個別指導している。また、必要とする職員についての「階層別研修」（新任職員・中堅職員・園長・主任・リーダー的職員別）に		

ついても研修の在り方を検討し実施に向けて取り組んでいる。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ ② ・c
<p>実習生の受け入れに関しては積極的で、体制（実習生用マニュアル完備）も整っているが、地理的な影響が顕著で、年間の受け入れ人数としては2～3名程である。受け入れ先としては、保育・介護・看護専門学校などがある。研修終了時には実習生を交えて反省会を行い次の実習指導に生かしている。また、保護者への配慮として実習生の受け入れが確定すると「園だより」を通して周知を図っている。特徴的なこととしては地域密着性の表れか、過去に実習生から職員の採用へ結びついた例も複数あり、職員の確保にも一役買っている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ② ・c
<p>法人の事業計画に記載の通り、「社会福祉法人制度改革」（2016年、改正社会福祉法の社会福祉法人の制度改革で主な改革5点）に則り、法人の運営も含めて施設運営の透明性の強化を打ち出している。情報公開に関しては法人のホームページで理念・基本方針・定款・役員名簿・役員報酬規程などが公表され、園ごと（拠点区分別）の財務諸表も公開されている。しかし、各園の情報に関しては数枚の写真での紹介にとどまっている。そのため詳細を知るには、直接来園して各種資料を閲覧するとか、見学による視察、市が毎年度発行している「教育・保育ガイドブック」等による情報に頼らざるを得ない。当園では、アプリによる情報公開を検討中とのことだが、まずは園それぞれのホームページの充実が望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ② ・c
<p>経営・運営の公正や透明性を確保するための取組として、経営組織のガバナンスの強化に力を注ぎ、牽制機能としての評議員会を設置している。また、財務規律の強化のため外部の公認会計士に委託し、財務会計に係るチェック機能を強化している。直近の自治体による「実地検査」では特段の指摘はなく、ここ数年の監査でも若干の指摘事項はあったが、検討を要する程度で要改善に至るまでの指摘は発生していない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ ② ・c
<p>地域との関わりについて、法人の基本方針や全体的な計画で「地域社会との連携を図って保育をし、子育てを支援する」と示し、園の保育士倫理要項や重要事項説明書で職員と保護者に周知している。例年なら地域の老人ホームとの交流や地域コミュニティ祭りへの参加、小学校</p>		

<p>との交流、「ふれあいスポーツ大会」（高齢者と幼児のスポーツ大会）への参加など、活発な地域交流を実施して、様々な人との交流による子どもたちの社会経験の機会をつくるどころだが、新型コロナウイルス感染症が蔓延したこの2、3年はいずれも取りやめになっている。子どもたちは、地域のコミュニティ祭りなどで披露している和太鼓の稽古に励み、出演する機会を楽しみにしているものの実現には至っておらず、ようやく今年度の運動会で演奏する機会を得ることができた。園では、年長児の思い出のために、せめて年度末には小学生との交流の機会が持てるよう、準備したいと考えている。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p>ボランティアに対する基本姿勢を示した明確な文書はないが、ボランティア受け入れ要録を策定し、中学生や高校生のボランティアや職場体験、インターンシップの受け入れに際しては、事前説明の実施や反省の場を設けるなどの対応を図っている。中高生のボランティアや職場体験では、一緒に遊んだり作品制作をしたりしていた。いずれも過去2年間コロナ禍で中止となっていたが、今年度は秋に中学生の職場体験を受け入れるよう準備している。今年度は一般人ボランティアからの来園の申し入れはほとんどないが、職員の実家の農家が畑の指導をしてくれたことや、遠慮がちに近所の人が草刈りなどの協力をしてくれたことがある。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p>保育園が日頃連携している社会資源として、学校・病院・行政組織、地域の連携園・姉妹園・民間保育園・子育て支援団体、児童相談所・ハローワーク・社会保険局等の県出張所、駐在所・消防署などの電話連絡一覧表を作成し、マニュアルファイルに綴じ込むとともに事務所の電話のそばに設置している。支援児が複数在園していることから、市の子ども子育て総合センターとは定期的に話し合いをしており、そのほかにも療育施設や保健施設、各種相談センターとは常に連絡を取り合って、子どもの発達の支援を図るとともに、保護者への情報提供や相談支援を行っている。また、当園では休日保育を行っていないので、実施している保育園に利用児の情報を提供し連携して保育にあたっている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p>地域の福祉ニーズを把握するための特別な取り組みはしてはいるが、園が実施している一時預かり保育や子育てサロンを利用している親子からの相談内容を通して、保育ニーズなどを収集・把握している。また、子どもの数の減少から、地域の小学校3校と中学校が合併し義務教育学校が設立される計画があり、その準備委員会のメンバーとして園長が参加し、地域の事情を把握するよう努めている。さらに、市の地域福祉計画・地域福祉活動計画の地域座談会に園長が参加し、地域住民の声などを聞く機会を得ており、話題が高齢者のことに集中しているため地域の高齢化が進んでいることを実感している。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p>子育て中の親子が利用できる「赤ちゃんの駅」に登録し、子育て情報誌やウェブサイト以案</p>		

内をしているものの、コロナ禍ということもあって利用者はおらず、園庭開放を利用する親子もいない。コロナ禍以前にはコミュニティセンターで絵本の読み聞かせの会に職員を派遣したり、家庭教育学級で講演をしたりしたが、最近は保育園以外での活動はできていない。人口減少、少子高齢化に伴う地域の高齢化率はますます高くなっており、この傾向は一段と進むことが予測される。今後、地域の福祉ニーズの変化に応じ、保育園の施設や法人の人材を活用した、保育や子育て支援にとどまらない地域福祉貢献活動ができないか、法人とともに検討することが期待される。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉓・b・c
<p>法人の理念に「一人ひとりを大切にし、心身ともに健やかに育成されるよう支援します」を掲げ、全国保育士会倫理綱領に基づいた園の保育士倫理要項にも「一人ひとりの子どもを心から尊重し、子どもの育ちと保護者の子育てを支援する」と記載し、保育士のよりどころとしている。保護者アンケートには「子どもを尊重して保育している」「一人ひとりの個性を大切にしている」「担任以外の保育士もすべての子どものことを把握している」「子どもの成長に合わせて、のびのびと教育してくれている」などの記載があり、職員は共通理解のもとに保育にあたっている様子が窺われる。また、外国籍の子どもが在籍しており、コミュニケーションの困難や当児の保護者の制度への理解不足による混乱はあるものの、子どもは園になじんでいる様子で大切にされていることが見て取れる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉔・c
<p>園の保育士倫理要項には「一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります」と書かれている。保護者アンケートでは、プライバシーが守られているか、という項目に対して肯定的な回答率が高いことから、実質的には、プライバシーが守られていることが窺える。個人情報保護マニュアルやプライバシー保護マニュアルは策定されているが、標準的实施方法として運用されている各クラスの「保育の流れ」にはプライバシー保護に関する注意事項等の記載は見られない。プライバシー保護に関する内容は、人権尊重や個人情報漏洩の禁止に始まり、個人の羞恥心への配慮や秘密の尊重についてなど広範であるため、個別具体的に文書化して職員全員に周知することが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉕・c
<p>保育所選択に必要な情報源として、市が発行する「0歳児から5歳児までの教育・保育ガイドブック」（冊子版、ウェブ版）やひまわり保育園のパンフレットとホームページがある。パ</p>		

<p>ンフレットは作成されてから年月が経ったため新しく作り替える計画があり、ホームページは必要最小限の情報のみが掲載されていて詳しい情報は得られない。法人の事業計画には課題として「ホームページの充実」があげられていることから、園独自の広報についても検討することが望まれる。入所希望者の見学は随時受け入れているほか、園が運営する子育てサロンに通っている親子からの相談があれば、園内の見学に応じている。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・②・c</p>
<p>従来から入園者に配布していた「入園のしおり」の内容を充実させ、「重要事項説明書」として、園の保育等に関する方針や園の利用に関する取り決めを掲載している。入園に際しては入園説明会で内容を概説し、個別の面接日に必要事項を説明するとともに、園の基本方針等は、園だよりを通して周知を図っている。特に配慮しているのは、与薬についての説明で、毎日必要分の薬を持たせること、薬の預かりや市販薬の投与はできないことなどを説明し理解を促している。また、保育時間等の変更にあたっては、関係申請書を渡して内容や手続きを説明している。保護者アンケートでは「中途入園の際の園に関する情報が足りない」という指摘もあり、園ではコロナ禍によるコミュニケーション不足を補う必要を感じていることから、初めて子どもを入園させる保護者にも理解できるよう説明内容や説明方法を工夫することが期待される。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・②・c</p>
<p>転園手続きについては市のガイドブックに掲載されているが、園でも転園希望者に対して必要書類を渡し申請方法を説明している。市内への転園の場合児童票を申し送りする取り決めとなっている。市外からの転園者については児童票などの引き継ぎがないため、市に提出された文書内容を職員で情報共有し新たに児童票を起こしている。退園して市外の保育園等に移る際の情報伝達についてルール化していないため、文書書式や同意書様式等を定め、必要に応じて転園先に伝達できるようにしておくことが望まれる。</p> <p>また、退園・転園や卒園の際には、保護者にいつでも相談に応じることを示す文書の交付が期待される。実際には、卒園に際して保護者に何かあったらいつでも相談にのる旨を伝えており、勤続年数の長い職員が多く在籍していて、卒園した後も子どもや保護者が気軽に訪ねてきてくれている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>行事ごとに保護者の感想や意見をアンケートで取っており、加えて、「保護者評価」の仕組みを整えて、毎年度末に実施している。この「保護者評価」は、姉妹園の認定こども園が学校評価に対応している制度を法人傘下の保育園に取り入れたものであり、①保育内容について、②給食について、③行事・地域との連携、④保護者との連携、⑤安全管理の5項目についてそれぞれ5段階の評点をつけ、良い点や検討を要する点を自由記述してもらうものである。2020年度は2月に実施して回収率が91%であり、各項目の「大変よい」と「よい」の合計が87%～100%という評価成績であった。</p> <p>保護者評価や行事アンケートは集計してまとめを行い、それ以外の機会に把握できた保護者</p>		

<p>からの感想や意見も必ず記載し、改善策を検討してその結果を保護者に返すことができるよう取り組んでいる。コロナ禍で、園の行事が縮小または中止が続いているため、保護者からは「保護者同士や他の子どもとのふれあいが持てない」ことへの不安が多く聴取されたことから、今年度、人数を制限しながらも幼児組の運動会を実施できた。今後も、市内の感染蔓延状況を見ながら、できるだけ行事を実施したいと考えている。</p>		
<p>1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p>法人で統一した苦情解決に関する要項を定め、苦情解決責任者（園長）、苦情受付担当者（主任保育士）、第三者委員（法人評議員から3名）を置いている。苦情解決の仕組みは入園のしおり（重要事項説明書）に掲載し、入園説明会や保護者総会で説明している。また、入園のしおりには、園で解決できない場合の苦情申立先として「栃木県運営適正化委員会」の連絡先も記載されている。苦情解決制度に則って解決された際は、保護者総会や園だよりで意見や苦情の内容と園としての回答を保護者に知らせることになっている。</p> <p>園の玄関には苦情制度の案内掲示と意見箱を設置しているが、苦情や意見が投函されたことはない。園では、意見箱を設置しただけでは投函を促せないと考え、今後は苦情記入カードを配布して意見箱を利用しやすくするなどの方法を検討している。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>㉓・b・c</p>
<p>保護者からの意見や要望を聴取する仕組みとしては、苦情解決制度を利用している。重要事項説明書には「ひまわり保育園に対しての要望・意見・相談等については、苦情受付担当者に限らず、各クラス担任でも受け付けています」と記載しており、常に相談に対応することを表明している。相談対応には主に相談を受けたクラス担任などがあたっているが、相談内容によっては園長や主任保育士も参加している。保護者アンケートには、「子育てに悩む時、親身話を聞いてくれる」「保護者の意見をきちんと聞いてくれる」「保育士が優しく親しみやすく話しやすい」「いつどんなときでも相談しやすい」との記述が見られ、相談対応が浸透していることが見て取れる。相談スペースとしては、ホールや別棟の子育てサロンの部屋を利用して気兼ねなく話すことができる環境を整えている。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p>保護者への相談対応マニュアルはないが苦情解決制度で対応しており、感想や意見、相談、要望などは聴き取ったら必ず記録するよう取り決められ、内容は職員間で共有している。また、相談などへの対応を協議した際は、個人的なことは個人に、園全体に係わることは園だより等を通して報告することになっている。保護者アンケートでも85%が「意見や要望などに、きちんと対応している」と回答している。保護者から好評だった「保育サポート」（保護者の保育参加）がコロナ禍で実施できていないため、今年度は全保護者対象の個別面談を順次実施している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a・㉔・c</p>

	<p>各種災害に対応するための「防災管理マニュアル」と事故に対応するための「応急措置マニュアル」、病変等に対応する「健康状態観察マニュアル」を策定し、リスクマネジメント責任者を園長、園長不在の折の権限委譲者を主任保育士と定めて、リスクマネジメント体制を構築している。</p> <p>主たる対応マニュアルを各クラスに掲示して、日頃から内容の把握に努めるとともに、防災・避難・不審者対応などの年間訓練計画を立てて毎月実施している。また、定期的に安全チェックを行うとともに、園内と園外の危険箇所を調査して「お散歩マップ」等にまとめ、各クラスと廊下に掲示して、職員のみならず保護者や子どもたちにもわかるようにしている。子どもが遊びの中で身体の使い方を会得し、自ら危険を回避できる能力を身につけさせるために、保育士は子どもに自由に伸び伸びと遊びを体験させて、なるべく見守りに徹するようにしている。</p> <p>保護者にはメールアドレスを登録してもらい（家族で複数登録することを推奨している）、緊急時には一斉にメールで連絡できるようにしている。子どもの具合が悪くなったときには直接電話連絡で知らせ、対応を相談している。</p> <p>法人の今年度の事業計画にはリスクマネジメントの項目を設け、各事業所から事故等の報告を義務づけ、法人として統一的な対応ができるように取り組むことにしている。</p>	
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
	<p>「感染症マニュアル」を策定し、様々な感染症についての知識と対応方法を定めている。保護者アンケートからは、感染症が発生したときの情報や、感染を広げないための対策について保護者に知らせていることが確認できる。ノロウイルスなどの際の吐物処理用キット（吐物を固形化する薬剤など）を用意し、安全・簡便に処理できる手法を取り入れている。コロナ禍の2年半、市から出されたコロナへの対応について通知に従って、消毒の徹底や職員と幼児組園児のマスク着用、換気対策などを励行してクラスターが生じないように努めている。</p> <p>ここ2、3年インフルエンザの流行はないが、希望する園児には園での集団予防接種を実施している。また、常に園児の様子を観察して健康状況をチェック表に記録し、健康維持を図っている。</p>	
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
	<p>那須塩原市は「災害における保育園等の対応について」を発出し、『気象に関する避難情報等が発令されたとき』と『震度5以上の地震が発生したとき』について、休園対応や園児の引き渡しのルールを定めており、当園もこの通知に従って対応することになっている。</p> <p>園が立地している場所には土砂災害危険区域や浸水区域の指定はなく、一番気になるのは竜巻が発生したときの対応だということで、竜巻注意報が発令されたときには周りの様子を窺い、必要ならば別棟の地下部分に避難すると決めている。地震の際の停電や断水で給食が作れないことを想定して、1日分の保存用食料と飲料水を備蓄している。</p> <p>ここ2年はコロナ禍で実施できていないが、コミュニティ祭りの際に行われる防災訓練に年長児が参加し、消防団の消火訓練などを見学する機会を得ている。</p>	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<p>保育の標準的な実施方法について以前は文書が作成されていたが、現在は子どもの年齢に合わせた「保育の流れ」として作成している。また園の施設や遊具については安全点検表に、使い方、子どもへの遊びの伝え方、保育士の配慮等についても記載しマニュアルとしても使われている。衛生管理、プール遊びや消毒の仕方等については留意点を含めた業務手順を作成し、常に職員がすぐ確認できるよう内容によりクラス内・廊下・水道の周辺等に掲示している。保育実践については、月案等の評価・見直しや各チェックリストで確認している。日常的に園長や主任保育士が保育状況を見守り、保育士の相談に対応し、子どもへの態度や言葉かけ等についてもアドバイスを行っている。</p> <p>今後は保育の基本となる内容を共通化して全体を整理し、「保育の標準的な実施方法」として、職員に周知することが期待される。</p>		
41	Ⅲ-2-(1) 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p>現在の標準的な実施方法として運用している保育の流れの検証・見直しは、年度末に職員自己評価・保護者アンケート・保護者評価等を基に職員会議で行い、修正した時はクラスに再配付している。また必要に応じてクラスや幼児・乳児会議で検討し見直しを行っている。しかし実際に行われた検証・見直しの記録や、園全体への周知・共有方法は仕組みとしては定められていない。今後は、「保育の標準的な実施方法」の再設定と定期的な見直しが保育の質に関する職員の共通意識に繋がるよう、検証・見直しの仕組みの更なる検討が期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<p>入園説明会の面接と毎年夏に行う全員の個人面談、1月頃に行う希望個人面談等において、子ども・保護者のニーズを確認している。面接の記録用紙には、保護者の思い・相談の内容や保育園の対応について記入をしている。毎年度初めに「親のねがい」を提出してもらい、個々の子どもの目標を決めクラス内に掲示している。3歳未満児や支援が必要な子については個別指導計画を作成している。現在、3歳児以上児についても、個別計画を作成することが検討されている。今後は年間指導計画と月案や個別の計画の関連性を再度確認し、子どもの状況を捉えた計画が適切に作成されることを期待する。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p>年間指導計画は期ごとに評価・見直しをしている。月案・週案の評価・見直しには主任保育士が具体的な評価・アドバイスを記入し、園長が確認し必要に応じて担任との話し合いも行っている。各行事・保健関係・避難安全等の計画についても随時評価を行っているが、見直しの記録がない。保育園としても、評価・見直しから導かれる課題が明確になっていないと捉えている。今後は各計画の評価・見直しにあたって、保育の実施方法に反映すべきことか、子ども</p>		

<p>も・保護者への保育・支援の状況に関することや、保育の質の向上に関わることかを明確にするため、記録の方法・指導計画変更の手順・職員への周知方法等を含む組織的な評価・見直しの仕組みを構築することが期待される。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p>保育日誌や児童票、給食関係、ヒヤリハット報告、避難訓練、安全点検、健康管理関係等は決められた様式により、記録担当や、記録時間を決め行っている。園児の登降園状況や指導計画・日誌等はタブレットで管理されており、職員はいつでも確認できるようになっている。幼児を含め全員の子どもに連絡ノートがあり、個々に保護者と担任が連絡できるようになっている。児童票・日誌等の記録要領はあるが、現在は活用されていないことが窺える。今後は連絡ノートを含め各記録について記録内容や方法に差異が生じないように、保育園としての記録要領を整備し職員に周知されることを期待する。</p> <p>職員は、保育の評価・見直しや保護者からの要望・相談等を含め様々な情報を全職員で共有し、保育に活かしたいと考えているので、今後の職員間の情報の共有化に更に取り組むことが期待できる。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ ⑥ ・c
<p>子どもに関する記録は、法人の個人情報保護規則と記録の保管、保存、廃棄の文書規定により管理している。電子データ等の写真等についても顔がわからないように取り扱っている。職員への個人情報保護については会議等で職員研修を行い徹底している。保護者には「重要事項説明書」や「個人情報に関する同意書」により説明や保護者総会で説明をしている。今後は、インターネットなどの電子媒体利用による情報伝達の方法が変化することに伴い、個人情報保護等について職員および保護者への更なる説明が必要と考えている。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p>		
A①	<p>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a・ ⑥ ・c
<p>法人の理念・保育方針・保育目標を基に、ひまわり保育園の子どもと家庭の状況や地域の状況を考慮し「全体的な計画」を作成し、他の保育計画とともにクラスに掲示されている。「全体的な計画」の評価・見直しは行われているが、保育活動、安全管理、行事、保護者支援、地域との関りの年間の評価・見直しと年度末の保護者評価結果等を含めた、保育園全体の評価としては整理されていない。今後は前年度の評価を次年度の作成に生かすため、保育に関わる職員の参画による評価・見直しの手順・仕組みと記録方法を検討することが期待される。</p>		
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>		
A②	<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a・ ⑥ ・c

<p>保育園は1999年に全面改築し、2002年に増築している。全室冷房・床暖房、空気清浄機が設置されている。築年数が20年以上になり建物や設備に問題が出てきているが、随時修繕・改善を行い安全な環境を整備している。園庭には丸太の砦・森の機関車・クライミングザウルスなど10個以上の屋外遊具が配置され、個々の遊具の遊び方や保育士の配慮と安全点検表を作成し安全管理をしている。夏場は園庭に手作りのミストが設置され、暑さ対策をしている。保育室は広さと子どもの人数により配置し、トイレ・手洗いは子どもが使いやすいように工夫されている。保育士が清掃や消毒・換気を毎日定期的に行い、その中で気づいたことを保育に活かしている。今後、建物正面のウッドデッキの取り換えなどが検討されているので、更に安全な環境整備が行われることが期待できる。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
<p>一人ひとりの子どもの発達を理解し、保護者の意向を「親のねがい」として確認し、個人目標を立てて保育を行っている。保育士は子ども達の気持ちをくみとり、自分を表現できるよう支援し達成感や満足感を得られるよう支援している。子どもの発達状況等は、定期的に幼児・乳児会議でケース検討を行い、会議録を全体に回覧し園全体で子どもの状況を共有している。保育士へのヒアリングからも、子どもの目線に立ち、気持ちを大切に一人ひとりに対応する姿勢が窺えた。経験や在職年数が長い保育士が多く、地域や子どもの家庭環境の状況をよく把握しているので、保護者と連携して一人ひとりに対応した保育に取り組むことができている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・㉡・c
<p>基本的な生活習慣が身に付くよう、備品の配置や使い方のルールを考え環境を整備している。保育士は子どもが自ら気づいて行動できるよう一人ひとりの状況に合わせて援助している。トイレトレーニングは1歳後半から早めに園で開始し、衣服の着脱も2歳から行っているので幼児組への進級時には殆どの子が身につけているとのことである。3歳以上児のクラスでは、登園後の片づけや衣服の着脱、手洗い、トイレの使い方などにおいて、保育士が静かに見守り必要な時だけ声かけをしている様子が見られた。現在、保護者が保育園での子どもの様子を実際に見る機会がないこともあり、子どもの様子をもっと知りたいとの保護者の声もあるので、今後この状況の中での対応の工夫が期待される。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・㉢・c
<p>保育園は子ども達が自分の発想や思いから活動することを大切に保育している。保育士は生活と遊びの中で、言葉をかけすぎず、活動の準備も意図的になり過ぎないように留意している。保育士の思いや計画のねらいがあっても、子どもの発想を大切にし、一緒に考えて活動を展開していくことを大切にしていることが職員ヒアリングからも窺えた。子どもたちは日常の異年齢の交流の中で、年上の子どもの姿から遊びを含めいろいろなことを学び、自らもしてみようとする気持ちが育っているとのことである。</p> <p>今まで行っていた園外活動（地域行事での発表や交流・老人ホームとの交流・異年齢で行う散歩等）は、様々な人とふれあう機会であり、子ども達の興味・関心を育てる良い場であったが、現在のコロナ禍では出来ない状況にある。このような中でも保育園では工夫して活動の範囲を広げるよう検討が行われており（幼児組の運動会やお泊り保育の実施、夏祭りを秋祭りに</p>		

変更)、今後の更なる取り組みが期待できる。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉞・c
<p>0歳児は生後2か月から受け入れを行い、一人ひとりの子どもの生活ペース、発達状況に合わせて個別計画を作成し、衛生面に十分注意し保育をしている。保育士は子どもの発育や家庭の生活状況を踏まえ、情緒の安定を図りながら愛着関係を築くよう一人ひとりとの関りを大切にしている。今年度は7名が在籍しているが、月齢差が大きいためそれぞれの家庭の生活リズムの延長を基本にして、保育園の生活に徐々に合わせることに留意している。授乳・離乳食・午睡時間が一人ひとり違う中、担任保育士は他の保育士とも連携して保育を行っている。0歳児の場合、子どもの送迎は原則保育室まで保護者が行くことになっていて、いつでも個別の相談等に対応している。また保育室の入り口には、写真付きで離乳食の掲示を行うなど、保護者へ情報提供をしている。感染症流行により、マスク着用で保育士の表情を伝えにくい状況であるが、時には予防しながらマスクをとり表情を見せることや、声の出し方の工夫で対応している。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉞・c
<p>一人ひとりの成長・発達にあわせた個別計画を立て、自分でしようとする気持ちを尊重し、周りの子どもとの関係を深めるよう保育を行っている。1歳児は自我の芽生えを大切に一人ひとりの個性を伸ばすよう支援している。2歳児は幼児に向けてのステップ時期として、基本的習慣や集団としての意識を育てるよう取り組んでいる。保育士は1・2歳児の個々の主張に寄り添うことを大切に、子どもの探索活動等の動きが活発になることに配慮し、のびのびと安全な環境をつくることに留意している。また保護者が子どもの成長の個人差等に不安をもつことのないよう情報の伝え方等にも注意し、連絡ノートや送迎時の会話で子どもの状況を共有し家庭との連携を図っている。日々の具体的な活動はクラスのホワイトボードで、クラスの様子は毎月のクラスだよりで知らせている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉞・c
<p>幼児組は子どもの状況に合わせた保育計画を作成し環境の整備を行い、年齢別クラス保育を行っている。子どもたちが様々な経験をする中で自己肯定感を育て、共同で遊ぶ意義や喜びを感じられるよう援助している。保育士は安全面に留意しながら、子どもや保護者との信頼関係を大切にし、子どもの目線に立ち、子どもと気持ちを共有できるよう留意している。登園後の戸外遊び、朝の集会などの日々継続して行う活動や子どもの状況を保育士全員が共有していることで、クラスが移行したり担任が代わったりしても子ども達は不安をもちず生活でき、春の行事等もスムーズに開催できているとのことである。伝統として和太鼓演奏が年長児に受け継がれ、達成感などの喜びが子どもたちを成長させ、年下の子には憧れや自分もやってみようと思う気持ちを育てている。コロナ感染症予防のため日常の保育に制限があり、園外活動や地域の行事には参加できないことが多い。その中で保育士は協力し、子ども達が楽しめるよう保育</p>		

<p>や行事（お泊り保育・秋祭り等）の方法を検討・工夫している状況が見られた。幼児組も個々に連絡ノートがあり、必要に応じて保護者との情報共有に活用されている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p>支援が必要な子どもの状況や成長に合わせて、安心して楽しく生活できるよう個別計画を作成し保育を行っている。保育士は子どもが集中でき、落ち着いて活動できるよう、一人ひとりのペースや必要性に合わせて環境を整備している。保育園は専門機関の「子ども・子育て総合センター（発達支援システム）」「児童相談所」「保健センター」等や医療機関と連携を図り、助言や指導を受け支援に活かしている。保育園全体で対応するために、子どもの状況やケース会議の結果を共有し共通理解を図っている。保護者とは連絡ノートや日々の送迎時に子どもの生活の様子を伝え、保護者の意向や相談を受け理解を得られるよう留意している。保育園が支援の必要な子どもの保育を行っていることや相談機関等の情報を園だよりや機会あるときに保護者全体に伝えている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉒・c
<p>一日の生活を見通し、年齢や個々の状況に合わせてゆったりと過ごせるよう環境整備を行っている。早番・遅番の保育では、子どもの状況によって、保育室の割り振りや保育士人数等の配置を行って対応している。今年度は0歳児の長時間保育が多いので、保育士の配置を多くし早・遅番時の午睡等にも対応できるよう配慮がされていた。保育士は全員の子どもの名前・状況を把握・共有することに留意し支援を行っている。今回の保護者アンケートからも、子どもや保護者が不安をもつことが少ないことが窺えた。全体で行う朝の受け入れ時間と遅番時間が日々の異年齢交流保育になっており、散歩等の戸外活動でも交流を行っている。実際に、一緒に遊ぶ姿や室内に入る時に幼児が乳児組の荷物運びや靴の始末を手伝う姿が見られた。保育士間の引き継ぎは、朝は口頭で行い夕方はミーティング会議で行っているが、伝達されているかを確認する仕組みは明確でないので、今後日常の連絡が保育者間や保護者に確実に届くような仕組みを検討することが期待される。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・㉓・c
<p>就学に向けた「アプローチカリキュラム」を3歳児クラスから作成し、生活習慣の獲得・定着やいろいろな活動を行う中で、自分の体調管理（衣服の調整・体調を伝える等）ができ、自信をもって発表ができるように支援をしている。また文字や、数字への関心を育てる活動も日常の生活の中で行っている。例年は地域の2か所の小学校との対面での交流事業や幼保小連絡協議会で公開保育等を行っていた。現在はほとんどが中止となっているが、去年は小学生との手紙の交換など出来る範囲での交流が検討され実行している。子どもが入学する小学校とは、「保育所児童保育要録」を送付するとともに、各学校と直接話し合う機会を作り情報交換を行っている。</p> <p>保護者に対しては、夏の個人面談や冬に行う就学児保護者との希望個人面談等で保護者の相談を受け対応している。保育園で行っている就学にむけての取組が、保護者全体に十分には伝わっていないことが保護者アンケートから窺えるので、今後は保護者への情報提供をなお一層行うことが期待される。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・㉔・c
<p>子どもの健康管理は「年間保健計画」や各種マニュアルに基づき行っている。日々の子どもの状況は登園時の視診や感染対応チェック表・0歳児の視診チェック表・水遊びチェック表等でしっかり確認している。各チェック表については状況や予防策の変更に合わせ見直しをしている。保護者とは「連絡ノート」や口頭で個々の子どもの様子の情報交換を行い連携している。各種感染症については、園内で状況を確認し対応を行うと共に、発生状況や予防等について保護者に周知し感染予防・抑制を行っている。現在行われている感染症予防による活動制限が子どもの体力低下になってないか、スマホやタブレットの長時間視聴による視力低下等を今後の課題と捉え、子ども達の状況を把握し保育園としてできる対応を検討し行っていきたいと考えている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・㉔・c
<p>年2回行う内科・歯科検診・尿検査と年1回行う眼科検診の結果は、健康記録に記入している。保護者には用紙で通知し、緊急性のある時はその日に口頭で伝え、日常生活に活かせるよう連携を取っている。現在感染症予防のため歯磨きを中止し、食後の口すすぎ等を行っている。保護者からは歯磨きを希望する声もあり、状況を説明し理解を得るよう対応している。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・㉔・c
<p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「アレルギー対応マニュアル」に基づき、こどもの状況に応じた適切な対応を行っている。誤食を回避するため、提供時にトレーや食器を色分けし、座る席の工夫を行い対応している。職員はアレルギー等に関する外部研修を受講し、エピペンの使い方などの園内研修を行い全職員の共通理解を図っている。個々の状況や対応が変化した時は、速やかに情報を周知している。保護者には入園時にアレルギー疾患や慢性疾患の説明をし、園だよりで情報等を知らせている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉕・b・c
<p>食に関する豊かな経験が出来るよう、年齢に応じた食育計画を作成している。年長児の野菜栽培（トウモロコシ・ジャガイモ・さつまいも・パプリカ・ミニトマト・ナス等）や、手袋やマスク等の感染対策を採りながら、カレーづくりやピザづくり等のクッキング活動も行っている。また栄養への関心を育てるよう食育ボード（色分けされた三大栄養素が記載）を利用して、日々の献立について年齢に合わせ話をしている。4・5歳児は、自分の給食を給食室から運ぶことや、手の消毒・挨拶など現在できる当番活動を行っている。感染症対策として4・5歳児の黙食が徹底され、3歳児は手作りパーテーション使用等を行っているが、そういう状況の中でも子どもの発達・食欲等に配慮し、落ち着いて食事が出来る雰囲気づくりを保育士は心掛けている。保護者には毎月給食予定献立表と給食だよりを配付し、日々給食サンプルを提示している。保育園としては、今後更にアプリの利用等を含め保護者への情報提供を検討していきたいと考えている。</p>		

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ ⑬ ・c
<p>給食は幼児の主食を含め、マニュアルに基づいた適切な衛生管理の中で調理を行い提供している。献立は法人内給食担当者会議により、季節感や手作りおやつに配慮し作成している。</p> <p>日々の喫食状況については夕方のミーティング会議で報告・記録を行い、月1回の園内給食会議で各クラスの喫食状況等を共有し調理に反映させている。また献立や行事食等についても話し合いを行い、法人内給食会議に繋ぎ検討を行っている。調理員は定期的に法人内と外部の研修に参加し衛生管理等について研修している。現在は感染症流行のため調理担当者が子どもと一緒に食事をするなど出来ないが、配膳時に子ども達の話の聞いたり食事の様子を見たりして喫食状況を確認している。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p>子どもの発達や園での生活の様子を知らせるために、送迎時の会話や連絡ノートを使って保護者とやりとりをしている。幼児組の園児にも連絡ノートが用意されていて、必要に応じて利用している。特別に支援が必要な子どもには特別仕様の連絡簿を作成してきめ細かく記入し、保護者の子育てに資するための工夫をしている。連絡ノートをバインダーに挟み、必要箇所をすぐに開くことができるよう輪ゴムをかけ、記入内容や添付したお知らせチラシ等を必ず見もらえるように工夫している。保護者のアンケートには、「連絡ノートに事細かく書いてくれていてありがたい」とか、「今日あったことをささいなことでも報告してくれる」「毎月、子どもたちの様子を書いた手紙をくれるところがいい」という記入が見られ、保護者との連携が良く保たれていることが窺える。</p> <p>言葉での連絡以外には、各クラスでその日の活動をホワイトボードに書いて、降園時に知らせている。これについては、降園時の慌ただしさの中で保護者に確認漏れが見られることから、スマホのアプリを使って知らせる方法がないか検討中である。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p>園では、子育てサロンの育児相談をはじめ保護者からの様々な相談に応じている。保護者は相談しやすい雰囲気があると感じていて気軽に話すことができている。保育士は相談内容を必ず記録し、クラス別に綴りを作成して職員間の共有を図っている。担任以外でもどの職員も全員の子どものことを把握しており、ベテランが多いこともあって、保護者の良き理解者、支援者となっていることが窺える。</p> <p>コロナ禍になる前に実施していた「保育サポート」は、保護者がクラスに入って保育を手伝い、その後面談をするプログラムであるが、この2年間実施できていなかった。今年度、保育参加は感染防止のために実施が難しいが、保護者からの要望もあり、全保護者対象の個別面談を計画し順次進めているところである。</p>		

A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ ㊸ ・c
<p>虐待対応マニュアルを用意するとともに、市が作成した「児童虐待対応の流れ」に沿って対応するようにしている。普段から子どもの様子を注意深く観察し、家庭の養育状況を把握することによって虐待の兆候を見逃さないようにしている。基本的には、保護者とのコミュニケーションを綿密にすることで、保護者のストレスや変調を察知して気持ちに寄り添い、保護者が虐待に至らないよう支援することを心がけている。</p> <p>支援にあたっては、市の子ども・子育て総合センターや児童相談所、地域の民生委員・児童委員とも連携を図っている。職員に対しては、虐待対応について理解を深めるための内部研修を実施している。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ ㊸ ・c
<p>法人で統一した人事考課と連動している自己評価を年2回実施して、個人的な振り返りを行っている。自己評価表は、職員としての年間個人目標を記入し、チェック項目の達成度をA～Eの5つのランクで評価して自由意見を書き、園長・主任保育士がコメントを記す様式となっている。チェックを付けた自己評価表をもとに園長と面談し、振り返りや改善点、努力する点、疑問、要望などを話し合い、職員の専門性と資質の向上を図る機会としている。</p> <p>日案や週案、月案にクラスの保育実践に関して、自己評価と子どもの評価を記入するための欄が分けて設けられており、評価や反省点を書き込んで、次のステップで改善を図るとともに、翌年度の指導計画に生かしている。</p>		